

議案第 3 号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和 5 年 2 月 1 6 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 1 9 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(設置) 第 1 条 恵庭市情報公開条例(平成 6 年条例第 18 号)第 19 条の規定及び恵庭市個人情報保護条例(平成 9 年条例第 1 号)第 26 条 の規定によ	(設置) 第 1 条 恵庭市情報公開条例(平成 6 年条例第 18 号)第 19 条の規定、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)</u> 第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号。以下「法施行条例」という。)第 6 条の規定並びに恵庭市議会個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第 45 条及び第 50 条の規定によ

現行	改正案
<p>り、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第1条の2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>恵庭市個人情報保護条例</u>の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長_____の諮問に応じ、市の情報公開制度及び個人情報保護制度について調査審議すること。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第4条の2 審査会は、<u>恵庭市情報公開条例第15条及び恵庭市個人情報保護条例第24条</u> _____の規定により諮問される審査請求の審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。)から申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p>	<p>り、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第1条の2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報保護法</u> _____の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。</p> <p>(3) <u>法施行条例</u>の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。</p> <p>(4) <u>議会個人情報保護条例</u>の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>前5号</u>に掲げるもののほか、市長又は<u>議長</u>の諮問に応じ、市の情報公開制度及び個人情報保護制度について調査審議すること。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第4条の2 審査会は、<u>恵庭市情報公開条例第15条、個人情報保護法第105条第1項及び議会個人情報保護条例第45条</u>の規定により諮問される審査請求の審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。)から申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市債権管理条例の一部改正)

第2条 恵庭市債権管理条例(平成25年条例第35号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(滞納者に関する情報)</p> <p>第6条 市長は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、第9条から第15条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資する事項として、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無(滞納がある場合は、その滞納している額を含む。)及び市長が行った措置等の情報を実施機関(恵庭市個人情報保護条例(平成9年条例第1号)第2条第1号 _____ に規定する実施機関 _____ をいう。以下この条において同じ。)内部において利用することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(滞納者に関する情報)</p> <p>第6条 市長は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、第9条から第15条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資する事項として、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無(滞納がある場合は、その滞納している額を含む。)及び市長が行った措置等の情報を実施機関(恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。以下この条において同じ。)内部において利用することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7条～第16条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市暴力団排除条例の一部改正)

第3条 恵庭市暴力団排除条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第14条 恵庭市個人情報保護条例(平成9年条例第1号)第2条第1号 _____ に規定する実施機関 _____ は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(同条第3号 _____ に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)を収集することができる。</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第14条 恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関及び議会は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)を収集することができる。</p>

現行	改正案
2 (略) 第 15 条 (略)	2 (略) 第 15 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。